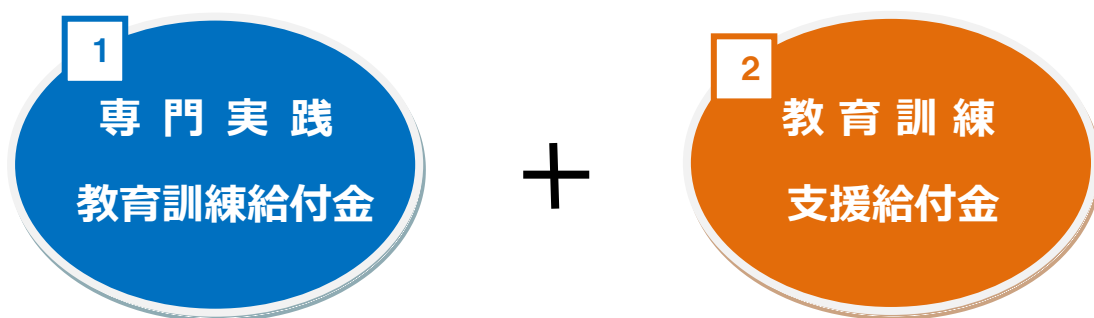


社会人経験のある入学者の方へ

受講にかかる経費(入学金・授業料等)の一部を国が支給し、
あなたのスキルアップ・資格取得を応援します！

専門実践教育訓練の給付金のご案内



1. 「専門実践 教育訓練給付金」制度とは

働く人の中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度で、平成 26 年 10 月に新設されました。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（離職者の場合、離職後 1 年以内）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講する場合、要件を満たせば、本人が教育訓練施設に支払った経費（入学金、授業料等）の 40%(上限額あり)を半年ごとに、最長 3 年間、ハローワークから支給する制度です。

また、資格を取得して、訓練を修了から 1 年以内に就職した場合は、さらに約 20%が追加給付(上限額あり)される場合があります。

<支給対象者>

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が 10 年以上（初めて教育訓練給付金の支給を受ける方の場合は、当分の間 2 年以上）ある方で、過去に教育訓練を受けたことがある場合は、前回の受給から受講開始日までに 10 年以上経過しているなどの一定要件を満たす方。

離職者の場合は、離職後 1 年以内に受講を開始する教育訓練であること。

<支給要件の照会について>

受講開始(予定)日現在で 被保険者期間が 10 年（初回の方は 2 年）あるかどうか、また、離職者の場合、一般被保険者資格の喪失日から 1 年以内かどうか等、専門実践教育訓練給付金の受給資格の有無をハローワークで照会することができます。

本人及び住所の確認できる書類（運転免許証等）をご持参のうえ 住所を管轄するハローワークへお問い合わせください。

<専門実践教育訓練給付 を受けるためには・・・>

受講開始日の1か月前までに、訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングを受け、ジョブ・カードの交付を受ける必要があります。(在職者の場合は、事業主の証明があればジョブ・カードの交付を受ける必要はありません。)

また、給付金の支給を受けるためには、受講開始日の1か月前までに、住所を管轄するハローワークへ所定の申請書を提出する等、別途、手続きが必要です。

<支給額>

専門実践教育訓練を受講している間 及び 修了して一定要件を満たした場合、下表の額を受給することができます。

① 受講中 〔 修了見込みがあるか確認のうえ 半年ごとに支給 〕	② 修了後 〔 資格等を取得し、かつ修了した日の翌日から 1年以内に一般被保険者として雇用された場合 〕
受講者が支払った教育訓練経費の 40% 1年間の上限額は、32万円 (最大3年間合計で96万円)	①と合計して 受講者が支払った教育訓練経費の 60% 1年間の上限額は、①と合計で48万円 (最大3年間合計で①と合計して144万円)

2. 専門実践教育訓練での「教育訓練 支援給付金」制度とは

昼間通学制の専門実践教育訓練を受講して 専門実践教育訓練給付金を受給する方で、受講開始時に45歳未満の方が一定の要件を満たす場合、訓練受講をさらに支援するため雇用保険の基本手当の半額に相当する額をハローワークから支給する制度です。

要件を満たす場合は、その専門実践教育訓練が修了するまで、最大3年間給付を受けることができます。

※ 支援給付金制度は5年間の暫定措置で、平成31年3月31日までに受講開始する専門実践教育訓練に対して適用されます。

<ご注意>

支給申請は正しく行ってください。偽りその他不正の行為によって教育訓練給付金や教育訓練支援給付金の支給を受けたり、受けようとした場合は、教育訓練給付金や教育訓練支援給付金を受けることができなくなります。

不正に受給した場合は、受給した金額の返還に加えて2倍の金額の納付を命じられたり、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

詳しくは、お近くのハローワークへお問い合わせください。